

記入例

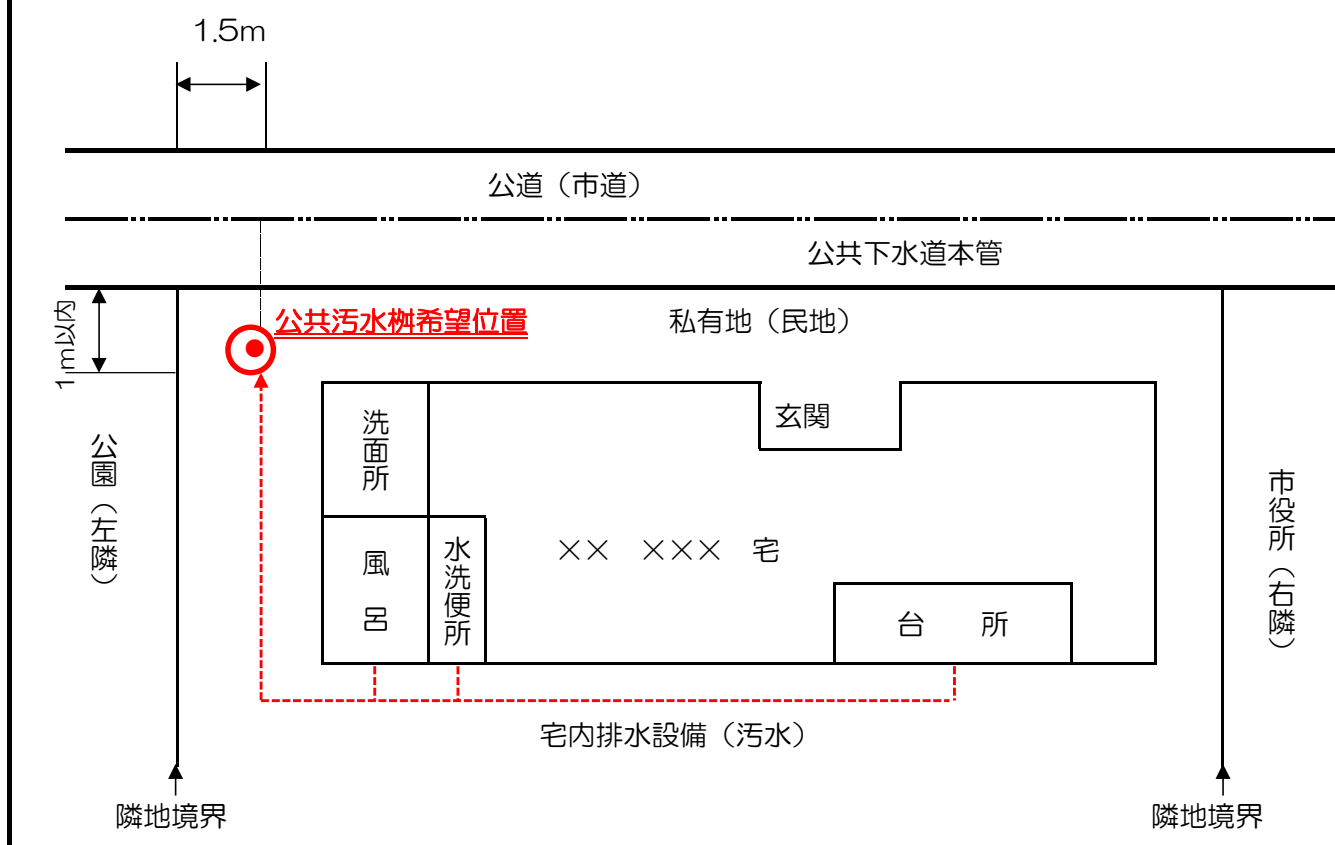
公共汚水柵設置承諾書

私所有の土地に宇和島市に帰属する公共汚水柵及び取付管を設置することを承諾いたします。なお、設置された公共汚水柵及びキャップ止め取付管に設置替え等の変更が生じた場合には、私の責任により私の費用で移転し、完成後は宇和島市に帰属することを承諾いたします。上記事項は、所有権移転時などで承諾書提出者が変更になった場合にも承継いたします。

年 月 日

設置場所	宇和島市 曙町 1 番地	路線番号	※
(個人の場合)		汚水柵	※
住 所	宇和島市曙町 1 番地	取付管	※
氏 名	× × × × × × (印)	公共汚水柵深さ	①H=0.8m ②その他 (H= m)
(法人の場合)		(借地の場合)	
住 所		住 所	
会社名・代表者	(印)	氏 名	
電話番号		電話番号	
土地の種類	自己所有地 借地	調査員	※

家 屋 見 取 り 図



(注) ※箇所は記入しないでください。

公共汚水樹の設置承諾について

公共下水道整備に伴う公共汚水樹の設置に関し、以下の説明および記入例を参考に「公共汚水樹設置承諾書」の提出をお願いいたします。

なお、公共汚水樹の設置位置及び深さについては、住民各位の希望を考慮し、本誌において決定いたします。

◎公共汚水樹とは、水洗便所の水及び台所、風呂、洗面所の雑排水（汚水）を集める樹です。

◎公共汚水樹は、現在排水設備のない駐車場及び倉庫等には設置いたしません。ただし、将来家を新築された場合には、その折に宇和島市が公共汚水樹を設置いたします。

◎公共汚水樹は、原則として各戸に1個私有地に設置いたします。また、2個以上希望される場合には個人負担（有料）となります。

◎公共汚水樹の設置には、最低50cm四方のスペースが必要です。

◎土地および建物の持ち主が同じ場合には該当箇所に住所・氏名・電話番号・印などを記入してください。また、土地が借地である場合は、建物の持ち主の方が土地の持ち主の方に了承を得て、該当箇所に住所・氏名・電話番号・印などを記入してもらってください。

◎家屋見取り図には、道路、隣地境界線、玄関、便所、台所、風呂、及び希望される公共汚水樹の位置を記入してください。

◎公共汚水樹の位置は、原則として官民境界（道路端）から1m以内の箇所とし、隣地からの距離を明記してください。

◎公共汚水樹の深さについては、該当箇所を○で囲んでください。現在、当市では標準の深さとして「①H=0.8m」でおこなっています。「②その他」を希望される場合には具体的に数値の記入をお願いいたします。また、「キャップ止め」の場合も記入をお願いいたします。

◎公共汚水樹のみが何らかの理由により設置できない場合には「キャップ止め」と記入してください。この場合には、公共汚水樹の材料については将来設置される折に、市より支給いたしますが、工事費用は個人負担（有料）となります。

◎隣地の土地を使用する場合には、各人にて了解を得てください。

◎公共汚水樹設置工事終了後、樹の位置及び深さを変更する必要がある場合には工事費（材料も含む）は個人負担となりますので、ご考慮のうえ記入してください。その折には、公共汚水樹は市に帰属しているので、必ず宇和島市都市整備課に連絡をし、許可を得て行ってください。

◎公共汚水樹設置工事の折には、請負業者が再度公共汚水樹の位置及び深さについて確認に伺いますので、変更がありましたらその旨お伝えください。

◎ご不明な点がありましたら、お手数ですが下記担当までお問い合わせ願います。

〒798-8601
愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市都市整備課下水道係
TEL 0895-24-1111